

## 出産育児一時金の改定に伴う国民健康保険条例の改正について

### 1 改正の内容について

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療保障制度の掛金の見直しと併せ、出産育児一時金の支給額を変更します。

### 2 出産育児一時金の支給について

国民健康保険の被保険者が出産したとき（妊娠12週以上）は、出産育児一時金を支給しています。

#### ○直接支払制度

被保険者が医療機関で手続きすることにより、国保から医療機関に直接、出産育児一時金を支払います。

### 3 産科医療保障制度について

分娩に関連して重度脳性麻痺となった小児を対象に補償金が支払われます。本制度の加入医療機関において、1分娩につき掛金（16,000円）を支払います。

### 4 出産育児一時金の総額

【表1】

	出産育児一時金	産科医療保障制度の掛金	合計
改正前	40万4千円	1万6千円	42万円
改正後	40万8千円	1万2千円	42万円

※産科医療保障制度加入の医療機関で出産した場合に掛金が加算されます。

## 5 条例等の改正案の概要について

### ① 市国民健康保険条例第5条第1項

出産育児一時金の額を「40万4千円」から「40万8千円」に改める。

### ② 市国民健康保険条例施行規則第2条第2項

産科医療保障制度の掛金の額を「1万6千円」から「1万2千円」に改める。

(参考)

南アルプス市国民健康保険条例

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、  
出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令  
(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規  
則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

南アルプス市国民健康保険条例施行規則

(出産育児一時金)

第2条

2 条例第5条に規定する出産育児一時金は、当該出産が健康保険法施行令(大正15  
年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1万  
2千円を加算する。

## 6 施行期日 令和4年1月1日

## 7 支給対象者

【表2】

	産科医療保障制度		合 計
	利用あり (420,000 円)	利用なし (404,000 円)	
令和3年度 (10月末)	12件	2件	14件
2年度	29件	3件	32件

## 未就学児の均等割額の減額に伴う国民健康保険税条例の改正について

### 1 改正の内容について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児がいる世帯に対して、国民健康保険税の均等割額の減額を行います。

### 2 未就学児に係る均等割額について

1世帯ごとの保険税額は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分（40歳以上65歳未満の被保険者のみ）をそれぞれ下の項目をもとに算定し、それらを合計して決められます。

【表1】 令和3年度国保税率等

1世帯の保険税 1年間の保険税額	所得割	均等割	平等割
	世帯の被保険者の所得に応じて計算 被保険者の所得×税率	1人につきいくらと計算 均等割額×被保険者数	1世帯につきいくらと計算 平等割額
<b>医療保険分</b> 国保の給付などに あてられる財源	基礎所得金額 税率 □円×6.18% = □円	1人あたりの金額 23,500円×□人 = □円	1世帯あたりの金額 22,500円
<b>後期高齢者支援金分</b> 75歳未満の人が負担する後期 高齢者医療制度への支援金	基礎所得金額 税率 □円×2.34% = □円	1人あたりの金額 8,600円×□人 = □円	1世帯あたりの金額 7,800円
<b>介護保険分</b> (40歳以上65歳未満の人のみ) 介護サービス費などに あてられる財源	基礎所得金額 税率 □円×1.75% = □円	1人あたりの金額 9,000円×□人 = □円	1世帯あたりの金額 6,700円

※未就学児は6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方

●未就学児1人に係る均等割額 32,100円

### 3 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置について

同じ世帯の被保険者\*1および世帯主（擬制世帯の世帯主を含む）の前年中の所得金額の合計額が一定基準以下の世帯に対して、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減されます。

【表2】低所得世帯の軽減措置 (令和3年度改正)

軽減区分	軽減基準
7割軽減	基礎控除額43万円＋ 10万円×（給与所得者等*2の数－1）以下
5割軽減	基礎控除額43万円＋（28.5万円×被保険者*1の数）＋ 10万円×（給与所得者等*2の数－1）以下
2割軽減	基礎控除額43万円＋（52万円×被保険者*1の数）＋ 10万円×（給与所得者等*2の数－1）以下

\*1 被保険者には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含む。

\*2 給与所得者等とは、

- ・一定の給与所得者（給与収入55万円超）
- ・公的年金等に係る所得を有する人（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）

※擬制世帯主（世帯主本人は国民健康保険の資格はないが、世帯に国民健康保険の被保険者がいる世帯の納税義務者）

●保険税の賦課期日 4月1日

### 4 未就学児に係る均等割額の減額について

低所得者の軽減措置（7割・5割・2割）に該当している世帯は、軽減後の割合に対して、未就学児の均等割額を5割軽減します。

【表3】未就学児1人に係る均等割額の減額 (年度の保険税額)

軽減区分 (現行)	均等割額 (法定軽減後)	軽減区分 (改正後)	減額後均等割額
軽減なし	32,100円	5割	16,050円
7割	9,630円	8.5割	4,815円
5割	16,050円	7.5割	8,025円
2割	25,680円	6割	12,840円

【表4】未就学児の対象者と均等割額の軽減額 (令和3年10月20日時点)

軽減区分	被保険者数	均等割額の軽減額
軽減なし	133 人	2,134,650 円
7割	95 人	457,425 円
5割	81 人	650,025 円
2割	42 人	539,280 円
合計	351 人	3,781,380 円

※軽減額は公費で財源措置されます。(国1/2 県1/4 市1/4)

- 未就学児の国保資格が生じる月から保険税の軽減を行います。